

令和 6 年 9 月 4 日
中部地方整備局

もちぶく

「国道 1 号四日市茂福電線共同溝」を PFI 方式により実施します。
～特定事業として選定しましたので、客観的評価の結果を公表します～

中部地方整備局は、令和 6 年 7 月 5 日に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号)第 5 条第 3 項の規定により、国道 1 号四日市茂福電線共同溝 PFI 事業に関する実施方針を公表しました。

今般、同法第 7 条の規定に基づき、国道 1 号四日市茂福電線共同溝 PFI 事業を特定事業として選定しましたので、同法第 11 条第 1 項の規定により客観的評価の結果を公表します。

◆特定事業の概要

- ・事業名：国道1号四日市茂福電線共同溝PFI事業
- ・事業方式：サービス購入型、BTO(Build-Transfer-Operate)方式
- ・事業内容：国道1号四日市茂福電線共同溝PFI事業の設計、整備、維持管理
- ・事業概要：別添資料のとおり

※詳細は、別添資料および下記の中部地方整備局のホームページよりご覧いただけます。

https://www.cbr.mlit.go.jp/contract/pfi/mochibuku_kyoudoukou/index.htm

発表記者クラブ

中部地方整備局記者クラブ、三重県政記者クラブ、三重県第二県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省中部地方整備局

道路部 道路管理課

道路管理課長 舟橋 邦顕 (ふなはし くにあき)

道路管理課長補佐 馬場 元樹 (ばば もとき)

電話:052-953-8176(直通)

道路の異状を発見したら・・・道路緊急ダイヤル **#9910** (通話料無料・24時間受付)

【別添資料】

『国道 1 号四日市茂福電線共同溝PFI事業』の概要

1. 事業の目的

本事業は、道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成の観点から、電線共同溝の整備により無電柱化を行うものである。

また、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業の実施や財政負担の平準化を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。)に基づくPFI手法を導入し、さらに本手法の地方公共団体への普及を図ることを目的として先行的に行うものである。

2. 事業内容

国道 1 号四日市茂福の無電柱化を進めるため、PFI 手法を導入し、電線共同溝の設計、整備、維持管理を一括発注することにより、効率的かつ効果的な事業実施を行うものである。

3. 事業の対象となる電線共同溝の概要

事業名称 : 国道 1 号四日市茂福電線共同溝 PFI 事業
場 所 : 三重県四日市市茂福町^{もちぶく}～三重県四日市市羽津町^{はづ}
事業延長 : 約 3.8km(道路延長:約 1.9km)

4. 特定事業の概要

PFI 手法(サービス購入型、BTO(Build-Transfer-Operate)方式)による、電線共同溝の設計、整備、維持管理

5. 事業期間

事業契約の締結日から令和 36 年 3 月 31 日まで(約 30 年間)

6. 客観的評価の概要

本事業は、PFI 事業として実施することにより、定量的評価および定性的評価に係る効果が発揮できるものと期待できる。また、事業者からの意見招請からも十分に実行性があるものと判断される。

以上により、本事業を PFI 法第 7 条に規定する特定事業として選定することが適当であると認める。

7. 今後のスケジュール(予定)

令和 6 年 9 月 4 日	特定事業の選定の公表
令和 6 年 9 月頃	入札公告、入札説明書等の公表・交付
令和 6 年 9 月頃	入札説明書等に関する第 1 回質問受付
令和 6 年 10 月頃	入札説明書等に関する第 1 回質問に対する回答の公表
令和 6 年 10 月頃	第一次審査資料(参加表明書等)の受付
令和 6 年 10 月頃	競争参加資格確認結果の通知
令和 6 年 10 月頃	入札説明書等に関する第 2 回質問受付
令和 6 年 11 月頃	入札説明書等に関する第 2 回質問に対する回答の公表
令和 6 年 11 月頃	入札書及び第二次審査資料(提案書)の受付
令和 7 年 1 月頃	選定事業者の公表

■事業対象位置図

